

平成21年
10月から

市県民税の年金からの 引き落としが始まります

〈特別徴収制度〉

この制度の対象者は、
「4月1日現在65歳以上の年金受給者で、
前年中の年金所得に係る市県民税の納付義務のある方」です。

ただし、以下の方は対象となりません。

- ◆介護保険料が年金から引き落としされていない方
- ◆引き落とされる市県民税額等が老齢基礎年金等の額を超える方など

〈年金からの特別徴収制度〉とは
社会保険庁などの年金保険者が、
年金受給者の市県民税を年金から
引き落として、市へ納入すること
です。



なぜ、年金から市県民税を
特別徴収（引き落とし）す
るのですか？

年金から特別徴収（引き落とし）することによりまして、市の窓口や金融機関に向く必要がなく納め忘れもありません。また、納期が年4回から6回になるため1回あたりの負担額が軽減されます。このように納税の利便性の向上と事務の効率化を目的としています。

制度へのご理解をよろしくお願いいたします。

制度の改正により、納付す
る額が増えることはありませんか？

この改正は納付方法を変更するものであり、この制度によって新たな税負担が生じるものではありません。

年金から特別徴収（引き落
とし）するかどうかを、選
択することができますか？

地方税法に、公的年金等の所得に係る個人住民税については「年金給付の支払の際に特別徴収の方法によって徴収する」と規定されており、本人による選択は認められていません。